

高松市監査委員告示第 3 0 号

包括外部監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第 2 5 2 条の 3 8 第 6 項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和 6 年 9 月 3 0 日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	大	西		均
同	中	西	俊	介
同	北	谷	悌	邦

監査結果に基づく措置通知
(包括外部監査)



令和6年9月30日

高松市監査委員

包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

監査実施年度 平成11年度

監査テーマ1 行政経費としての補助金の機動性及び委託料の効率性について

措置通知No.	区分※	項目	報告書該当ページ	所管課等		措置通知日
1	指摘	ファンクラブの事業収益への貢献度等について効果測定すべきもの（高松けいりんファンクラブ運営補助）	P13	創造都市推進局	競輪場事業課	R6.8.22

監査実施年度 平成13年度

監査テーマ3 公共施設の維持管理コスト分析

措置通知No.	区分※	項目	報告書該当ページ	所管課等		措置通知日
2	指摘	本庁舎の中長期的維持改修計画を策定すべきもの	P67	財政局	財産経営課	R6.8.30

監査実施年度 平成15年度

監査テーマ2 物品に関する財務事務の執行について

措置通知No.	区分※	項目	報告書該当ページ	所管課等		措置通知日
3	意見	見積等の適正化又はリース料総額をもとに債務負担行為を設定し、議会承認を得ることについて	P58	教育局	高松第一高等学校	R6.9.6

監査実施年度 平成22年度

監査テーマ2 高松第一高等学校の財務に関する事務の執行及び事業の管理について

措置通知No.	区分※	項目	報告書該当ページ	所管課等		措置通知日
4	指摘	図書館において定期的に蔵書点検をすべきもの	P129	教育局	高松第一高等学校	R6.9.6

監査実施年度 平成24年度

監査テーマ2 高松市の関連諸団体

措置通知No.	区分※	項目	報告書該当ページ	所管課等		措置通知日
5	指摘	支出手続を分掌すべきもの（高松市スポーツ推進委員連絡協議会）	P144、181	創造都市推進局	スポーツ振興課	R6.8.28
6	指摘	支出手続を分掌すべきもの（高松市競輪場臨時従事員共済会）	P144、265		競輪場事業課	R6.8.23
7	指摘	支出手続を分掌すべきもの（高松けいりんファンクラブ）	P144、267			
8	指摘	収益事業については、貸借対照表の作成や損益を計算すべきもの（高松市競輪場臨時従事員共済会）	P266			

包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

措置通知No.	区分※	項目	報告書該当ページ	所管課等		措置通知日
9	意見	事務処理と出納を分離すること、預金通帳と印鑑を分離管理することについて（高松市スポーツ推進委員連絡協議会）	P144、181	創造都市推進局	スポーツ振興課	R6.8.28
10	意見	事務処理と出納を分離すること、預金通帳と印鑑を分離管理することについて（高松市競輪場臨時従事員共済会）	P144、265		競輪場事業課	R6.8.23
11	意見	事務処理と出納を分離すること、預金通帳と印鑑を分離管理することについて（高松けいりんファンクラブ）	P144、267			
12	意見	預金からの支払件数が多い場合は、合計額で入金・出金し、支払明細表を保管することについて（高松市競輪場臨時従事員共済会）	P144、265			
13	意見	預金からの支払件数が多い場合は、合計額で入金・出金し、支払明細表を保管することについて（高松けいりんファンクラブ）	P144、267			
14	意見	振込を原則とすることや仮払制度の導入を検討することについて（高松市競輪場臨時従事員共済会）	P144、145、265			
15	意見	振込を原則とすることや仮払制度の導入を検討することについて（高松けいりんファンクラブ）	P144、145、267			
16	意見	会員等が立替払を行う場合には、必要事項を記入の上、精算する様式を使用することについて（高松市競輪場臨時従事員共済会）	P145、265			
17	意見	会員等が立替払を行う場合には、必要事項を記入の上、精算する様式を使用することについて（高松けいりんファンクラブ）	P145、267			
18	意見	団体が行う契約は市に準拠するなどの規程化と一定額以上の支払に係る承認について（高松けいりんファンクラブ）	P145、267			
19	意見	見積合せを原則とするとともに、毎年同一者が落札している場合の調査について（高松けいりんファンクラブ）	P145、267			
20	意見	納品や実施後の検収は、発注書に基づき事務処理担当者以外により行われることについて（高松けいりんファンクラブ）	P145、146、267			
21	意見	入金管理の一環としての領収書発行と会費徴収の際の照合手続のルール化について（高松市競輪場臨時従事員共済会）	P146、265			
22	意見	長期間使用する備品で一定額以上のものについては、管理簿を作成し、管理することについて（高松市競輪場臨時従事員共済会）	P146、265			
23	意見	商品、消耗品、引き換え券、白地の会員券等の管理規程を策定し、管理することについて（高松けいりんファンクラブ）	P147、267			
24	意見	総会・理事会などの決定機関の議事録の作成と署名について（高松市スポーツ推進委員連絡協議会）	P147、181		スポーツ振興課	R6.8.28
25	意見	総会・理事会などの決定機関の議事録の作成と署名について（高松市競輪場臨時従事員共済会）	P147、266		競輪場事業課	R6.8.23
26	意見	総会・理事会などの決定機関の議事録の作成と署名について（高松けいりんファンクラブ）	P147、267			

包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

措置通知No.	区分※	項目	報告書該当ページ	所管課等		措置通知日
27	意見	財産目録、基本情報の注記を掲載した計算書類を総会資料として作成することについて（高松市スポーツ推進委員連絡協議会）	P147、181	創造都市推進局	スポーツ振興課	R6.8.28
28	意見	財産目録、基本情報の注記を掲載した計算書類を総会資料として作成することについて（高松けいりんファンクラブ）	P147、267			
29	意見	監事監査のチェックリストを作成し、必要事項の監査を受けることについて（高松市競輪場臨時従事員共済会）	P148、266		競輪場事業課	R6.8.23
30	意見	監事監査のチェックリストを作成し、必要事項の監査を受けることについて（高松けいりんファンクラブ）	P148、267			
31	意見	監査報告の監事の署名印影の取扱いについての監事及び会の意思決定機関への確認について（高松市スポーツ推進委員連絡協議会）	P148、181		スポーツ振興課	R6.8.28
32	意見	監査報告の監事の署名印影の取扱いについての監事及び会の意思決定機関への確認について（高松市競輪場臨時従事員共済会）	P148、266		競輪場事業課	R6.8.23
33	意見	団体の規定として処務規程を定めることについて（高松市スポーツ推進委員連絡協議会）	P148、181		スポーツ振興課	R6.8.28
34	意見	団体の規定として処務規程を定めることについて（高松市競輪場臨時従事員共済会）	P148、265		競輪場事業課	R6.8.23
35	意見	団体の規定として処務規程を定めることについて（高松けいりんファンクラブ）	P148、267			
36	意見	市の職員が事務を行うことの妥当性の検討について（高松市競輪場臨時従事員共済会）	P266			
37	意見	退職金等の給与に類する支出は、特別会計から直接支出することを検討し、その他の事業は自主的な運営に改めることについて（高松市競輪場臨時従事員共済会）	P266			

監査実施年度 平成27年度

監査テーマ 情報システムに関する事務の執行について

措置通知No.	区分※	項目	報告書該当ページ	所管課等		措置通知日
38	指摘	アクションプランが作成されていないことについて（教育情報通信ネットワークシステム）	P68	総務局	情報マネジメント課	R6.8.27
39	指摘	情報セキュリティ対策の実施手順が作成されていないことについて（生活保護システム）	P127	健康福祉局	生活福祉課	R6.9.6
40	指摘	情報セキュリティ対策の実施手順が作成されていないため、情報資産への侵害等が発生した場合における連絡先が定められていないことについて（生活保護システム）	P127			
41	指摘	情報セキュリティ対策の実施手順が作成されていないため、操作・接続記録等を閲覧できる権限を有する職員等が定められていないことについて（生活保護システム）	P127			
42	指摘	情報資産については、高松市情報セキュリティ対策基準及び高松市情報セキュリティ対策基準事務処理要領に定める重要性分類に基づく分類が行われておらず、「情報資産分類票」も作成されていないことについて（生活保護システム）	P128			

包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

措置通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当 ページ	所管課等		措置 通知日
43	指摘	情報資産については、高松市情報セキュリティ対策基準及び高松市情報セキュリティ対策基準事務処理要領に定める重要性分類が分かるように表示されていないことについて（生活保護システム）	P128	健康福祉局	生活福祉課	R6.9.6
44	指摘	情報資産外部持出届出書（様式第2-1号）が作成されておらず、代替できる書類等により、統括情報システム管理者（長）に提出もされていないことについて（生活保護システム）	P129			
45	指摘	緊急時対応計画書が作成されていないことについて（生活保護システム）	P135			
46	意見	電算担当兼個人情報担当兼情報セキュリティ担当について、情報セキュリティ対策の実施手順若しくは組織図等で明文化することが望ましいことについて（生活保護システム）	P130			
47	意見	アクセス権限の棚卸について実施記録がないことについて（生活保護システム）	P132			
48	意見	管理者権限と通常の業務用途に使用される利用者権限の両方が付与された担当者が存在していることについて（生活保護システム）	P132			

監査実施年度 平成30年度

監査テーマ 教育及び子育てに関する財務事務の執行について

措置通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当 ページ	所管課等		措置 通知日
49	意見	財務会計システムからアウトプットされる歳出予算執行状況（細目）について	P78、101	総務局	情報マネジメント課	R6.8.27
50	意見	高松第一高等学校の給与計算について	P199	教育局	高松第一高等学校	R6.9.6
51	意見	図書の実物点検について	P200			

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成11年度／行政経費としての補助金の機動性及び 委託料の効率性について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	ファンクラブの事業収益への貢献度等について効果測定すべきもの（高松けいりん ファンクラブ運営補助）	
指 摘 の 内 容	会員数、会員入場者数は把握集計されているので、今後は事業収益への貢献度等の効 果測定も可能と思われる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P13	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年8月22日
所 管 課 等	創造都市推進局 競輪場事業課
措 置 結 果	本件指摘事項に係る高松けいりんファンクラブについては、令和2年度末をもって解 散した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成13年度／公共施設の維持管理コスト分析	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	本庁舎の中長期的維持改修計画を策定すべきもの	
指 摘 の 内 容	本庁舎を長期的に維持していく上での中長期の維持改修計画が必要である。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P67	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年8月30日
所 管 課 等	財政局 財産経営課
措 置 結 果	本件指摘事項については、平成25年6月の高松市庁舎劣化診断等調査業務の結果に基づき、本庁舎の現状と維持保全の課題を踏まえ、長寿命化やライフサイクルコストの縮減を基本に、安全かつ良好な状態で維持保全を行い、改修・修繕費用の総額の抑制による財政負担の軽減や、財政支出の平準化を目的とした「建築物維持保全計画」を策定し、必要に応じて更新工事を実施している。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成15年度／物品に関する財務事務の執行について	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	見積等の適正化又はリース料総額をもとに債務負担行為を設定し、議会承認を得ることについて	
意 見 の 内 容	(略) 賃貸借契約のうち少なくともリース契約によって生じた将来支払うべきリース料は、将来の年度における歳出負担の要因となるものであり、本来は支払うリース料総額をもとに債務負担行為を設定し、議会承認を得るべきものであると考える。 なお、こうしたリース契約が普及している状況に、法整備が追いついていないことなどから、現在進められている地方自治法の改正において、リース契約を債務負担行為から除外することが検討されている。しかし、リース契約は、法形式は賃貸借取引であるが、その経済的実態は、リース期間にわたり実質的に解約不能であること等、当該物件を取得した場合と同様の状態にあると認められるものも含まれていることから、取引の実態を踏まえた取扱いを検討すべきである。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P58	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年9月6日
所 管 課 等	教育局 高松第一高等学校
措 置 結 果	本件意見における、高松第一高等学校マルチメディア教室コンピュータ機器賃借料については、平成18年4月1日施行の高松市長期継続契約に関する条例第2条第1号に基づき、債務負担行為の設定によらず、長期継続契約を締結することとした。 また、債務負担行為が必要な契約については、予算編成時に債務負担行為を設定し、議会承認を得ている。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成22年度／高松第一高等学校の財務に関する事務の執行及び事業の管理について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	図書館において定期的に蔵書点検をすべきもの	
指 摘 の 内 容	図書館は、これまで蔵書点検が行われていなかった。現在の蔵書数の把握は、過年度の残高に当年の増加数を追加しただけであり、仮に紛失しているものがあったとしても、そのことが把握できる状態ではなかった。定期的に蔵書点検をすべきである。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P129	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年9月6日
所 管 課 等	教育局 高松第一高等学校
措 置 結 果	本件指摘事項については、令和4年度から定期的（年3回）に蔵書点検を実施するとともに、校舎等改築事業に併せて、図書館の全蔵書を複数人で点検し、新校舎の図書室に収蔵する図書について、6年3月末までに管理システムに登録した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.5

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	支出手を分掌すべきもの（高松市スポーツ推進委員連絡協議会）	
指 摘 の 内 容	支出までの承認はとっていても、事務担当者が自分で銀行の出金伝票を記入し、銀行印を押して出金している団体が極めて多い。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P144、181	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年8月28日
所 管 課 等	創造都市推進局 スポーツ振興課
措 置 結 果	本件指摘事項については、令和6年4月から、協議会事務担当者が支出何を起案し、決裁後、当該事務担当以外の印鑑を管理する補助者が、係長の承認を経て出金する方法に改めることとし、以降、適正に事務処理を行っている。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.6

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	支出手を分掌すべきもの（高松市競輪場臨時従事員共済会）	
指 摘 の 内 容	支出までの承認はとっていても、事務担当者が自分で銀行の出金伝票を記入し、銀行印を押して出金している団体が極めて多い。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P144、265	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年8月23日
所 管 課 等	創造都市推進局 競輪場事業課
措 置 結 果	本件指摘事項に係る高松競輪場臨時従事員共済会については、令和元年度末をもって解散した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.7

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	支出手を分掌すべきもの（高松けいりんファンクラブ）	
指 摘 の 内 容	支出までの承認はとっていても、事務担当者が自分で銀行の出金伝票を記入し、銀行印を押して出金している団体が極めて多い。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P144、267	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年8月23日
所 管 課 等	創造都市推進局 競輪場事業課
措 置 結 果	本件指摘事項に係る高松けいりんファンクラブについては、令和2年度末をもって解散した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.8

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	収益事業については、貸借対照表の作成や損益を計算すべきもの（高松市競輪場臨時従事員共済会）	
指 摘 の 内 容	収益事業については、貸借対照表も作成し、資金収支だけではなく、損益も計算することが望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P 266	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年8月23日
所 管 課 等	創造都市推進局 競輪場事業課
措 置 結 果	本件指摘事項に係る高松競輪場臨時従事員共済会については、令和元年度末をもって解散した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.9

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	事務処理と出納を分離すること、預金通帳と印鑑を分離管理することについて（高松市スポーツ推進委員連絡協議会）	
意 見 の 内 容	統制のための業務分離という視点からは、事務処理と出納を分離することが望ましく、出納と事務処理の業務を分離して担当させることが望ましい。また、預金通帳と印鑑の分離管理は統制の基本中の基本であり、少なくとも、銀行印は担当課長が保管する、などの出納事務の改善が必要である。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P144、181	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年8月28日
所 管 課 等	創造都市推進局 スポーツ振興課
措 置 結 果	本件意見については、令和6年度から、預金通帳と印鑑を分離保管するとともに、会計処理を協議会事務担当者以外の補助者が担当することとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.10

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	事務処理と出納を分離すること、預金通帳と印鑑を分離管理することについて（高松市競輪場臨時従事員共済会）	
意 見 の 内 容	統制のための業務分離という視点からは、事務処理と出納を分離することが望ましく、出納と事務処理の業務を分離して担当させることが望ましい。また、預金通帳と印鑑の分離管理は統制の基本中の基本であり、少なくとも、銀行印は担当課長が保管する、などの出納事務の改善が必要である。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P144、265	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年8月23日
所 管 課 等	創造都市推進局 競輪場事業課
措 置 結 果	本件意見に係る高松競輪場臨時従事員共済会については、令和元年度末をもって解散した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.11

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	事務処理と出納を分離すること、預金通帳と印鑑を分離管理することについて（高松けいりんファンクラブ）	
意 見 の 内 容	統制のための業務分離という視点からは、事務処理と出納を分離することが望ましく、出納と事務処理の業務を分離して担当させることが望ましい。また、預金通帳と印鑑の分離管理は統制の基本中の基本であり、少なくとも、銀行印は担当課長が保管する、などの出納事務の改善が必要である。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P144、267	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年8月23日
所 管 課 等	創造都市推進局 競輪場事業課
措 置 結 果	本件意見に係る高松けいりんファンクラブについては、令和2年度末をもって解散した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.12

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	預金からの支払件数が多い場合は、合計額で入金・出金し、支払明細表を保管することについて（高松市競輪場臨時従事員共済会）	
意 見 の 内 容	預金からの引き出しにより支払う件数が多数になる場合は、合計額で入金又は出金をし、それにかかる支払明細表を保管することで足りると思われる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P144、265	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年8月23日
所 管 課 等	創造都市推進局 競輪場事業課
措 置 結 果	本件意見に係る高松競輪場臨時従事員共済会については、令和元年度末をもって解散した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.13

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	預金からの支払件数が多い場合は、合計額で入金・出金し、支払明細表を保管することについて（高松けいりんファンクラブ）	
意 見 の 内 容	預金からの引き出しにより支払う件数が多数になる場合は、合計額で入金又は出金をし、それにかかる支払明細表を保管することで足りると思われる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P144、267	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年8月23日
所 管 課 等	創造都市推進局 競輪場事業課
措 置 結 果	本件意見に係る高松けいりんファンクラブについては、令和2年度末をもって解散した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.14

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	振込を原則とすることや仮払制度の導入を検討することについて（高松市競輪場臨時従事員共済会）	
意 見 の 内 容	一定金額以上の支払いは、振込を原則とするなどのルール化が望ましい。 イベント会場など、管理部署以外の場所で支払いが行われたりする場合には、仮払制度の導入を検討することが望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P144、145、 265	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年8月23日
所 管 課 等	創造都市推進局 競輪場事業課
措 置 結 果	本件意見に係る高松競輪場臨時従事員共済会については、令和元年度末をもって解散した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.15

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	振込を原則とすることや仮払制度の導入を検討することについて（高松けいりんファンクラブ）	
意 見 の 内 容	一定金額以上の支払いは、振込を原則とするなどのルール化が望ましい。 イベント会場など、管理部署以外の場所で支払いが行われたりする場合には、仮払制度の導入を検討することが望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P144、145、 267	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年8月23日
所 管 課 等	創造都市推進局 競輪場事業課
措 置 結 果	本件意見に係る高松けいりんファンクラブについては、令和2年度末をもって解散した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.16

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	会員等が立替払を行う場合には、必要事項を記入の上、精算する様式を使用することについて（高松市競輪場臨時従事員共済会）	
意 見 の 内 容	現金の支出から、会の精算までの日数は、著しく乖離しないことを原則とすることが望まれる。 また、会員等が立替払いを行う場合には、使途・支払者(立替者)を記入のうえ、会計担当者が予算費目等を記入し、精算する様式の使用を原則とするべきである。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P145、265	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年8月23日
所 管 課 等	創造都市推進局 競輪場事業課
措 置 結 果	本件意見に係る高松競輪場臨時従事員共済会については、令和元年度末をもって解散した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.17

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	会員等が立替払を行う場合には、必要事項を記入の上、精算する様式を使用することについて（高松けいりんファンクラブ）	
意 見 の 内 容	現金の支出から、会の精算までの日数は、著しく乖離しないことを原則とすることが望まれる。 また、会員等が立替払いを行う場合には、使途・支払者（立替者）を記入のうえ、会計担当者が予算費目等を記入し、精算する様式の使用を原則とするべきである。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P145、267	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年8月23日
所 管 課 等	創造都市推進局 競輪場事業課
措 置 結 果	本件意見に係る高松けいりんファンクラブについては、令和2年度末をもって解散した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.18

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	団体が行う契約は市に準拠するなどの規程化と一定額以上の支払に係る承認について（高松けいりんファンクラブ）	
意 見 の 内 容	団体で行われる契約は、原則として市に準拠するなどの規程化が望まれる。また、見積合せを行う金額の水準は、団体の規模が小さいことから考えると、市よりも低い金額水準とすることが望まれる。 また、10万円など、一定額以上の支払いが予定される場合、契約（発注）以前に承認を得る制度とすることが望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P145、267	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年8月23日
所 管 課 等	創造都市推進局 競輪場事業課
措 置 結 果	本件意見に係る高松けいりんファンクラブについては、令和2年度末をもって解散した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.19

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	見積合せを原則とするとともに、毎年同一者が落札している場合の調査について（高松けいりんファンクラブ）	
意 見 の 内 容	見積合せを原則とするとともに、一定額以上のものは市と同様の厳格な入札手続きをとる必要がある。特に、市の補助金による事業では、前記のとおり、厳格に実施される必要がある。 また、入札しているにもかかわらず、毎年（3年以上程度）単数の入札者しかいなかったり、同一者が落札しているような場合は、その原因を調査することが望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P145、267	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年8月23日
所 管 課 等	創造都市推進局 競輪場事業課
措 置 結 果	本件意見に係る高松けいりんファンクラブについては、令和2年度末をもって解散した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.20

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	納品や実施後の検収は、発注書に基づき事務処理担当者以外により行われることについて（高松けいりんファンクラブ）	
意 見 の 内 容	納品や実施後の検収は、支払承認と同様に、発注書に基づき、事務処理担当者以外により行われることが望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P145、146、 267	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年8月23日
所 管 課 等	創造都市推進局 競輪場事業課
措 置 結 果	本件意見に係る高松けいりんファンクラブについては、令和2年度末をもって解散した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.21

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	入金管理の一環としての領収書発行と会費徴収の際の照合手続のルール化について (高松市競輪場臨時従事員共済会)	
意 見 の 内 容	会費・負担金などの入金時の処理は、①領収書を発行する②領収書は控えが残る形式のものを使用又は作成する③領収書は、あらかじめ連番を付すという3点を原則とする必要がある。また、総会時などに会費をまとめて徴収する団体では、事務処理のために名簿等に従って前もって氏名等を記入した領収書を作成し、現金と引き換えに交付している団体もあるが、総会終了時に、残った領収書（欠席会員分など）と入金額の合計が入金予定額と一致することを確認し、領収書をそのチェックリストに添付する、などの照合手続のルール化が望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P146、265	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年8月23日
所 管 課 等	創造都市推進局 競輪場事業課
措 置 結 果	本件意見に係る高松競輪場臨時従事員共済会については、令和元年度末をもって解散した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.22

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	長期間使用する備品で一定額以上のものについては、管理簿を作成し、管理することについて（高松市競輪場臨時従事員共済会）	
意 見 の 内 容	長期間（1年を超えて）使用する備品で、一定額以上のものについては、市の資産や構成員、職員の資産と区分管理するためにも、入手年月・金額・購入先・保管場所などを記録する管理簿を作成し、現物管理に用いることが望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P146、265	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年8月23日
所 管 課 等	創造都市推進局 競輪場事業課
措 置 結 果	本件意見に係る高松競輪場臨時従事員共済会については、令和元年度末をもって解散した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.23

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	商品、消耗品、引き換え券、白地の会員券等の管理規程を策定し、管理することについて（高松けいりんファンクラブ）	
意 見 の 内 容	商品、消耗品、引き換え券、白地の会員券等の管理規程を策定し、管理することが望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P147、267	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年8月23日
所 管 課 等	創造都市推進局 競輪場事業課
措 置 結 果	本件意見に係る高松けいりんファンクラブについては、令和2年度末をもって解散した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.24

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	総会・理事会などの決定機関の議事録の作成と署名について（高松市スポーツ推進委員連絡協議会）	
意 見 の 内 容	市の職員が何らかの事務を行う団体では、事務処理の根拠を明確にするためにも、総会・理事会などの決定機関の議事録を作成し、参加者のうちから署名人を選定して、署名を受けることを原則とするべきである。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P147、181	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年8月28日
所 管 課 等	創造都市推進局 スポーツ振興課
措 置 結 果	本件意見については、令和4年4月から、作成した議事録に、書記1名の署名を受けることとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.25

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	総会・理事会などの決定機関の議事録の作成と署名について（高松市競輪場臨時従事員共済会）	
意 見 の 内 容	市の職員が何らかの事務を行う団体では、事務処理の根拠を明確にするためにも、総会・理事会などの決定機関の議事録を作成し、参加者のうちから署名人を選定して、署名を受けることを原則とするべきである。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P147、266	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年8月23日
所 管 課 等	創造都市推進局 競輪場事業課
措 置 結 果	本件意見に係る高松競輪場臨時従事員共済会については、令和元年度末をもって解散した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.26

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	総会・理事会などの決定機関の議事録の作成と署名について（高松けいりんファンクラブ）	
意 見 の 内 容	市の職員が何らかの事務を行う団体では、事務処理の根拠を明確にするためにも、総会・理事会などの決定機関の議事録を作成し、参加者のうちから署名人を選定して、署名を受けることを原則とするべきである。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P147、267	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年8月23日
所 管 課 等	創造都市推進局 競輪場事業課
措 置 結 果	本件意見に係る高松けいりんファンクラブについては、令和2年度末をもって解散した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.27

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	財産目録、基本情報の注記を掲載した計算書類を総会資料として作成することについて（高松市スポーツ推進委員連絡協議会）	
意 見 の 内 容	計算書類として、NPO法人の計算書類の様式を基本とするなどにより、財産目録、基本情報の注記を掲載した計算書類を総会資料として作成することが望まれる。 少なくとも、期末現預金と収支計算書の残高との差額の明細は記載することが望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P147、181	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年8月28日
所 管 課 等	創造都市推進局 スポーツ振興課
措 置 結 果	本件意見については、NPO法人の計算書類の様式を参考に、令和5年度収支決算書に基本情報の注記を掲載するとともに、財産目録を作成し、6年度総会資料として提出した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.28

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	財産目録、基本情報の注記を掲載した計算書類を総会資料として作成することについて（高松けいりんファンクラブ）	
意 見 の 内 容	計算書類として、NPO法人の計算書類の様式を基本とするなどにより、財産目録、基本情報の注記を掲載した計算書類を総会資料として作成することが望まれる。 少なくとも、期末現預金と収支計算書の残高との差額の明細は記載することが望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P147、267	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年8月23日
所 管 課 等	創造都市推進局 競輪場事業課
措 置 結 果	本件意見に係る高松けいりんファンクラブについては、令和2年度末をもって解散した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.29

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	監事監査のチェックリストを作成し、必要事項の監査を受けることについて（高松市競輪場臨時従事員共済会）	
意 見 の 内 容	監事に実施してもらうべき項目のチェックリストを作成し、監事監査時に提示し、必要事項の監査を受けることが望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P148、266	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年8月23日
所 管 課 等	創造都市推進局 競輪場事業課
措 置 結 果	本件意見に係る高松競輪場臨時従事員共済会については、令和元年度末をもって解散した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.30

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	監事監査のチェックリストを作成し、必要事項の監査を受けることについて（高松けいりんファンクラブ）	
意 見 の 内 容	監事に実施してもらうべき項目のチェックリストを作成し、監事監査時に提示し、必要事項の監査を受けることが望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P148、267	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年8月23日
所 管 課 等	創造都市推進局 競輪場事業課
措 置 結 果	本件意見に係る高松けいりんファンクラブについては、令和2年度末をもって解散した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.31

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	監査報告の監事の署名印影の取扱いについての監事及び会の意思決定機関への確認について（高松市スポーツ推進委員連絡協議会）	
意 見 の 内 容	監査報告の監事の署名印影をそのままコピーして配布するか、元本保管のうえ、記名⑩等で配布するかの取り扱いについて、監事及び会の意思決定機関への確認が望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P148、181	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年8月28日
所 管 課 等	創造都市推進局 スポーツ振興課
措 置 結 果	本件意見については、監事及び高松市スポーツ推進委員連絡協議会理事会において、署名印影の取扱いについて確認し、令和6年度の総会から、監事の署名入りの監査報告書の写しを、総会資料として提示することとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.32

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	監査報告の監事の署名印影の取扱いについての監事及び会の意思決定機関への確認について（高松市競輪場臨時従事員共済会）	
意 見 の 内 容	監査報告の監事の署名印影をそのままコピーして配布するか、元本保管のうえ、記名⑩等で配布するかの取り扱いについて、監事及び会の意思決定機関への確認が望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P148、266	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年8月23日
所 管 課 等	創造都市推進局 競輪場事業課
措 置 結 果	本件意見に係る高松競輪場臨時従事員共済会については、令和元年度末をもって解散した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.33

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	団体の規定として処務規程を定めることについて（高松市スポーツ推進委員連絡協議会）	
意 見 の 内 容	処務規程のある団体は少なく、国庫補助を受ける団体に限定される。市で団体事務を行う場合の注意点についてチェックリストを作成するとともに、これと齟齬しない内容で、団体の規定として処務規程を定めることが望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P148、181	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年8月28日
所 管 課 等	創造都市推進局 スポーツ振興課
措 置 結 果	本件意見については、令和6年4月14日付けで高松市スポーツ推進委員連絡協議会処務規程を施行するとともに、市で団体事務を行う場合の注意点を確認するチェックリスト（監査チェック項目一覧表）について、同規程に定めた。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.34

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	団体の規定として処務規程を定めることについて（高松市競輪場臨時従事員共済会）	
意 見 の 内 容	処務規程のある団体は少なく、国庫補助を受ける団体に限定される。市で団体事務を行う場合の注意点についてチェックリストを作成するとともに、これと齟齬しない内容で、団体の規定として処務規程を定めることが望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P148、265	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年8月23日
所 管 課 等	創造都市推進局 競輪場事業課
措 置 結 果	本件意見に係る高松競輪場臨時従事員共済会については、令和元年度末をもって解散した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.35

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	団体の規定として処務規程を定めることについて（高松けいりんファンクラブ）	
意 見 の 内 容	処務規程のある団体は少なく、国庫補助を受ける団体に限定される。市で団体事務を行う場合の注意点についてチェックリストを作成するとともに、これと齟齬しない内容で、団体の規定として処務規程を定めることが望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P148、267	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年8月23日
所 管 課 等	創造都市推進局 競輪場事業課
措 置 結 果	本件意見に係る高松けいりんファンクラブについては、令和2年度末をもって解散した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.36

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	市の職員が事務を行うことの妥当性の検討について（高松市競輪場臨時従事員共済会）	
意 見 の 内 容	営業を行う団体の事務を、市の職員が行うことの妥当性について検討が必要である。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P266	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年8月23日
所 管 課 等	創造都市推進局 競輪場事業課
措 置 結 果	本件意見に係る高松競輪場臨時従事員共済会については、令和元年度末をもって解散した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.37

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	退職金等の給与に類する支出は、特別会計から直接支出することを検討し、その他の事業は自主的な運営に改めることについて（高松市競輪場臨時従事員共済会）	
意 見 の 内 容	退職金等の給与に類する支出は、市で規定を設け、特別会計から直接に支出する方向での検討が望まれる。 それ以外の事業については、管理を含め、臨時職員の意思決定による自主的な運営に改め、市はその設置の可否や運営状況について、他の店舗と同様に扱うことが望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P 266	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年8月23日
所 管 課 等	創造都市推進局 競輪場事業課
措 置 結 果	本件意見に係る高松競輪場臨時従事員共済会については、令和元年度末をもって解散した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.38

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	アクションプランが作成されていないことについて（教育情報通信ネットワークシステム）	
指 摘 の 内 容	情報政策課に作成が要請されているアクションプランが作成されていない。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P68	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年8月27日
所 管 課 等	総務局 情報マネジメント課
措 置 結 果	本件指摘事項について、平成30年1月4日付けで改定した情報システム調達ガイドラインでは、アクションプランの作成について記載されておらず、これに基づき実施された、令和5年9月の教育情報通信ネットワークシステムの更新においては、アクションプランの作成には至らなかった。 なお、改定後の同ガイドラインでは、情報化の事後評価として、事務・事業の評価を行うこととしており、その結果、業務主管課によって課題が示された場合には、その解決に向け、情報マネジメント課から必要なアドバイスを行うこととしている。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.39

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	情報セキュリティ対策の実施手順が作成されていないことについて（生活保護システム）	
指 摘 の 内 容	実施手順が作成されていない。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P127	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年9月6日
所 管 課 等	健康福祉局 生活福祉課
措 置 結 果	本件指摘事項については、令和5年4月に、生活保護システムに関して、緊急時対応計画（旧情報セキュリティ対策実施手順書）を作成した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.40

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	情報セキュリティ対策の実施手順が作成されていないため、情報資産への侵害等が発生した場合における連絡先が定められていないことについて（生活保護システム）	
指 摘 の 内 容	実施手順が作成されていないため、情報資産への侵害等が発生した場合における連絡先が定められていない。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P127	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年9月6日
所 管 課 等	健康福祉局 生活福祉課
措 置 結 果	本件指摘事項については、令和5年4月に、生活保護システムに関して、緊急時対応計画（旧情報セキュリティ対策実施手順書）を作成し、その中で、情報資産への侵害等が発生した場合の「連絡先一覧」を定めた。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.41

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	情報セキュリティ対策の実施手順が作成されていないため、操作・接続記録等を閲覧できる権限を有する職員等が定められていないことについて（生活保護システム）	
指 摘 の 内 容	実施手順が作成されていないため、操作・接続記録等を閲覧できる権限を有する職員等が定められていない。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P127	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年9月6日
所 管 課 等	健康福祉局 生活福祉課
措 置 結 果	本件指摘事項については、令和5年4月に、生活保護システムに関して、緊急時対応計画（旧情報セキュリティ対策実施手順書）を作成し、その中の「利用者一覧」において、操作・接続記録等を閲覧できる権限を有する職員に係る「操作権限区分」を定めた。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.42

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	情報資産については、高松市情報セキュリティ対策基準及び高松市情報セキュリティ対策基準事務処理要領に定める重要性分類に基づく分類が行われておらず、「情報資産分類票」も作成されていないことについて（生活保護システム）	
指 摘 の 内 容	重要性分類に基づく分類が行われておらず、「情報資産分類票」も作成されていない。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P128	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年9月6日
所 管 課 等	健康福祉局 生活福祉課
措 置 結 果	本件指摘事項に係る情報資産については、令和5年度から、重要性分類に基づく分類を行うとともに、新たに作成した情報資産台帳に重要性分類の表記を行うよう改めた。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.43

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	情報資産については、高松市情報セキュリティ対策基準及び高松市情報セキュリティ対策基準事務処理要領に定める重要性分類が分かるように表示されていないことについて（生活保護システム）	
指 摘 の 内 容	情報資産について、その重要性分類が分かるように表示されていない。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P128	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年9月6日
所 管 課 等	健康福祉局 生活福祉課
措 置 結 果	本件指摘事項に係る情報資産については、令和5年度から、重要性分類に基づく分類を行うとともに、新たに作成した情報資産台帳に重要性分類の表記を行うよう改めた。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.44

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	情報資産外部持出届出書（様式第2-1号）が作成されておらず、代替できる書類等により、統括情報システム管理者（長）に提出もされていないことについて（生活保護システム）	
指 摘 の 内 容	情報資産外部持出届出書（様式第2-1号）が作成されていない。また、代替できる書類等により、統括情報システム管理者（総務局長）に提出もされていない。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P129	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年9月6日
所 管 課 等	健康福祉局 生活福祉課
措 置 結 果	本件指摘事項については、平成29年6月の情報セキュリティポリシーの見直しに伴い、令和4年度から、情報資産の外部持ち出しについて、情報資産外部持出届出書（様式第2-1号）に代えて、情報資産送信・提供・運搬許可申請書により、情報セキュリティ管理者に許可を得ることとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.45

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	緊急時対応計画書が作成されていないことについて（生活保護システム）	
指 摘 の 内 容	緊急時対応計画書が作成されていない。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P135	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年9月6日
所 管 課 等	健康福祉局 生活福祉課
措 置 結 果	本件指摘事項については、令和5年4月から、緊急時対応計画（旧情報セキュリティ対策実施手順書）において、緊急時の手順及び連絡先等を作成している。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.46

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	電算担当兼個人情報担当兼情報セキュリティ担当について、情報セキュリティ対策の実施手順若しくは組織図等で明文化することが望ましいことについて（生活保護システム）	
意 見 の 内 容	情報セキュリティ管理者は、情報セキュリティ担当者を指名することとなっている。 生活保護システムについては、ヒアリングにより、実質的には電算担当兼個人情報担当兼情報セキュリティ担当について、情報セキュリティ管理者から指名を受けている旨説明を受けているが、実施手順若しくは組織図等で明文化することが望ましい。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P130	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年9月6日
所 管 課 等	健康福祉局 生活福祉課
措 置 結 果	本件意見については、令和5年4月に、生活保護システムに関して、緊急時対応計画（旧情報セキュリティ対策実施手順書）を作成し、その中の「連絡先一覧」において、情報システム担当者（電算担当兼個人情報担当兼情報セキュリティ担当）を定めた。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.47

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	アクセス権限の棚卸について実施記録がないことについて（生活保護システム）	
意 見 の 内 容	アクセス権限の棚卸について実施記録がない。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P132	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年9月6日
所 管 課 等	健康福祉局 生活福祉課
措 置 結 果	本件意見については、令和5年4月から、緊急時対応計画（旧情報セキュリティ対策実施手順書）内の「利用者一覧」において、操作権限区分を明記し、記録している。 あわせて、毎年度当初には、ユーザー管理や担当者登録等を、一覧表にて管理・登録することとしている。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.48

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	管理者権限と通常の業務用途に使用される利用者権限の両方が付与された担当者が存在していることについて（生活保護システム）	
意 見 の 内 容	管理者権限と通常の業務用途に使用される利用者権限の両方が付与された担当者が存在している。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P132	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年9月6日
所 管 課 等	健康福祉局 生活福祉課
措 置 結 果	本件意見については、令和5年4月から、緊急時対応計画（旧情報セキュリティ対策実施手順書）内の「利用者一覧」において、操作権限区分を、管理者権限と利用者権限のIDを分離して明記し、管理している。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.49

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成30年度／教育及び子育てに関する財務事務の執行について	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	財務会計システムからアウトプットされる歳出予算執行状況（細々目）について	
意 見 の 内 容	（略） 課長が総括的に管理するには、一覧性のある予算実績の比較資料が必要であり、財務会計システムから一覧性のある資料を直接、アウトプットできるようにすることが望ましい。全庁について同様と思われるので、かなりの効率化が期待される。現状のシステムの設定変更で対応できない場合は、次回の機能の追加や更新の際に、検討されたい。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P78、101	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年8月27日
所 管 課 等	総務局 情報マネジメント課
措 置 結 果	本件意見に係る歳出予算執行状況（細々目）については、令和5年度に更新した財務会計システムにおいて、一覧性のある資料として出力する機能が搭載されていないこと、また、本市において、システム導入に当たっては、導入までの期間やコストを勘案し、原則として、既に製品として完成しているシステムを採用し、新たな機能は追加しないこととしている。 よって、一覧性のある資料の出力には、機能として追加が必要となることから、費用対効果などを考慮した結果、新たな機能を追加しないこととした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.50

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成30年度／教育及び子育てに関する財務事務の執行について	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	高松第一高等学校の給与計算について	
意 見 の 内 容	給与計算は、学校の事務職員が表計算ソフトで実施しており、給与計算システムを利用していない。表計算ソフトで香川県条例に従って計算を実施している状況である。 そのため、社会保険料の改定や県条例の改正等が生じた場合には、市の人事課より通知を受けて対応しているものの、通知が遅延し、給与計算を再度実施しなければならないことも過去には生じた。また、現状給与計算で利用している表計算ソフトは、表計算ソフトに対して精通した職員が構築した給与計算ソフトであるため、社会保険料の改定や県条例の改正等に対するメンテナンスが属人化している状況にあり、当該給与計算ソフトを構築した職員が異動や退職をした際には、適切なメンテナンスを実施できない可能性がある。 そこで、ソフトウェア会社が開発管理している給与計算ソフトを導入したり、小学校や中学校の職員の給与計算を実施しているシステムを高校仕様にアップデートした上で利用するなど、属人的な給与計算の見直しを検討する必要があると考える。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P199	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年9月6日
所 管 課 等	教育局 高松第一高等学校
措 置 結 果	本件意見については、これまで表計算ソフトで管理していた会計年度任用職員の給与を、令和2年度から、全庁共通の人事給与システムで計算することとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.51

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成30年度／教育及び子育てに関する財務事務の執行について	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	図書の現物点検について	
意 見 の 内 容	高松第一高等学校の図書室の図書は、システムに登録されており（バーコード管理）、全部で4万8千冊あるが、これまで図書の現物の点検を実施していなかった。1年間で700冊ほど購入しており、毎年、図書は増加しているが、新しい図書室には収蔵しきれないとのことである。 現在、図書室の棚でなく、書庫に段ボールに入ったままの本が多数あり、そこから不要な図書の除籍を実施しているとのことである。図書の担当者1名が、図書を見て不要と思われるものをリストアップし、教諭に確認して除籍しているとのことである。全9分類があるが、0分類から始め、4年目で2分類まで実施の予定である。9分類分につき全て除籍手続を終えた後、図書室に残す図書をシステムに登録し直すとのことである。平成33年（2021年）7月に、新校舎の中に図書室ができる予定であるが、担当者一人でそれまでに作業を完了することは難しいと思われ、夏休みなどに教職員で手分けして実施したり、教諭の応援により、必要な図書をピックアップするなど、方法を検討することが望まれる。 登録し直した後は、定期的に現物点検することが望ましいが、冊数が多いので、場所を区切って3年～5年程度のローテーションで実施することが考えられる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P200	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年9月6日
所 管 課 等	教育局 高松第一高等学校
措 置 結 果	本件意見については、令和4年度から定期的（年3回）に蔵書点検を実施するとともに、校舎等改築事業に併せて、図書館の全蔵書を複数人で点検し、新校舎の図書室に収蔵する図書について、6年3月末までに管理システムに登録した。